

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 売買目的有価証券の評価は、時価法を採用しています。
- ② 満期保有有価証券の評価は、償却原価法を採用しています。
- ③ 子会社及び関連会社株式の保有はありません。
- ④ その他の有価証券は、時価のあるものは時価法を、時価のないものは原価法を採用しています。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

事務所敷金は、時の経過により減価しない資産として処理しています。

#### (3) 期末における、公益目的取得財産残額\*は、848,030,729 円です。

##### ※公益目的取得財産残額

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条及び定款第 11 条にて記載事項として定められているもので、“公益認定の取消を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を類似の事業を目的とする公益法人、国もしくは地方公共団体等に贈与する”ものです。（定款第 54 条 公益目的取得財産残額の贈与）

#### (4) リース取引の処理方法

複合機、パソコンのリース取引は、リース後の市場価値が低いことから、通常の賃貸借取引で処理しています。

#### (5) 消費税の会計処理

消費税は、税込み方式で処理しています。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券(投資資産)	290,000,000	0	0	290,000,000
小 計	290,000,000	0	0	290,000,000
特定資産				
投資有価証券(投資資産)	810,000,000	100,000,000	100,000,000	810,000,000
特定資産積立資産				
普通預金 三井住友銀行(神田)	65,318,540	100,000,000	140,000,000	25,318,540
小 計	875,318,540	200,000,000	240,000,000	835,318,540
合 計	1,165,318,540	200,000,000	240,000,000	1,125,318,540

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりです。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応す る額)
基本財産特定預金				
投資有価証券(投資資産)	290,000,000	( 0)	(290,000,000)	( 0)
小 計	290,000,000	( 0)	(290,000,000)	( 0)
特定資産				
投資有価証券(投資資産)	810,000,000	( 0)	(810,000,000)	( 0)
特定資産積立資産				
普通預金 三井住友銀行(神田)	25,318,540	( 0)	(25,318,540)	( 0)
小 計	835,318,540	( 0)	(835,318,540)	( 0)
合 計	1,125,318,540	( 0)	(1,125,318,540)	( 0)

### 4. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

満期保有目的債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益は、次のとおりです。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
基本財産			
投資有価証券(投資資産)	290,000,000	290,000,000	
小 計	290,000,000	290,000,000	
特定資産			
投資有価証券(投資資産)	810,000,000	810,000,000	
小 計	810,000,000	810,000,000	
合 計	1,100,000,000	1,100,000,000	

### 附 属 明 細 書

#### 1. 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載しているため省略する。

#### 2. 引当金の明細

該当なし